

自転車販売会社様へ

本校の自転車通学規定です。FAX 等でのお問い合わせはお控えください。

○通学用の自転車規定について

事項	詳細
許可しない自転車	ミニサイクル、折りたたみ自転車、競技用自転車、マウンテンバイク、電動キックボードは禁止
電動自転車での通学	許可。バッテリー等の管理は各家庭で責任を持つ。
防犯登録の加入	必須（自転車の所有者情報と車体番号の紐づけ）
T S マーク (保険の加入)	必須（色は問わない、家庭で判断） 1 年更新で定期点検含む
任意保険の加入	必須、自転車保険（自動車保険の特約等を含む）に加入
ハンドル指定	改造ハンドル（アップハンドルなど）は禁止
リアキャリア (後ろの荷台)	指定なし
両立スタンド	必須（自転車置き場の構造上の理由により）
カラー	指定なし
フロントライト	オートライトを推奨するが、手動タイプでも良い。
反射板	自発光式の反射板もしくはオートテールランプ（暗くなると自動で赤い光が点滅）を推奨
カギ	ツーロック式を推奨
その他	・駐輪場の指定された場所に置き、必ず施錠をする。 ・雨天時は必ずカップを着用する。 ・ヘルメット着用を推奨(令和5年4月1日より努力義務)

(参考)

自転車通学について

- (1) 自転車通学（通学区間の一部を利用する生徒も含む）を希望する生徒は、自転車通学許可願を提出し、許可を受ける。許可願提出後、学校で下記(2)と(3)および通学用自転車の確認を行い、基準を満たしている自転車にステッカーを貼付する。
- (2) 通学用の自転車は、年に1回、自転車安全整備士による点検を受け、「TS マーク*」の更新を行う。また、防犯登録（自転車の所有者情報と車体番号の紐づけ）を行う。
- (3) 自転車事故の賠償金の支払いが高額になる場合があるため、TS マークに加えて、任意の自転車保険（自動車保険の特約等を含む）に加入する。
- (4) 通学上の理由により、複数の自転車を使用する場合は、それぞれの自転車について自転車通学許可願を提出し、TS マークが貼付された自転車を使用する。
- (5) 通学用の自転車を変更する場合は、新たに自転車通学許可願を提出し、TS マークの確認とステッカーの再交付を受ける。
- (6) 交通ルールを遵守する。一時停止違反、無灯火運転、並進、二人乗り、傘差し運転、携帯音楽プレーヤーや携帯電話の使用等は厳禁。
- (7) 警察から自転車安全指導カード（黄色）を受け取った場合は、学校（学級担任と生徒課交通担当）に申し出て指導を受ける。

T S マーク（*日本交通管理技術協会の点検整備済証）について【有効期間は1年間】

TS マーク	TS マーク登録費 (整備料等別途)	賠償責任補償		傷害補償	
		死亡・傷害	死亡・重度後遺障害	死亡・重度後遺障害	入院 (15日以上)
緑色	自転車販売店ごと異なるので、 直接販売店に御確認下さい。	限度額1億円	—	一律50万円	一律5万円
赤色		—	限度額1億円	一律100万円	一律10万円
青色		—	限度額1,000万円	一律30万円	一律1万円

※TS マーク詳細は、日本交通管理技術協会の公式ホームページを参考